

## ～身体的拘束最小化に関する方針と取組について～

当院では、2026 年度診療報酬改定に基づき、「身体的拘束最小化推進体制加算」の施設基準を満たし、患者さんの尊厳を守る医療・ケアを提供しています。

### 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

当院では、患者さんの自由を制限し尊厳を損なう恐れのある身体的拘束を原則として禁止しております。

ただし、認知症やせん妄症状などにより、患者さんご本人または他の患者さんの生命・身体に危険が及ぶ可能性が著しく高く、他に代替手段がない「緊急やむを得ない場合」に限り、必要最小限の範囲で実施することがあります。

(ミトン、安全帯、つなぎ服、4点柵など)

### 2. 身体的拘束最小化のための組織体制

院内に多職種で構成する「身体的拘束最小化チーム」を設置しています。

- ・構成員：専任の医師、専任の看護師、薬剤師、リハビリテーション職員等
- ・主な活動内容：

○2 ヶ月に1回の定期的な病棟ラウンドによる、取組みの評価と拘束解除に向けた具体的検討

○身体的拘束を行わずに安全なケアを行うための代替用具・環境の提案と一元管理

○身体的拘束の実施状況の把握と、全職員への定期的な周知徹底

### 3. 職員への教育・研修

入院患者さんに関わるすべての職員を対象に、身体的拘束最小化に関する研修・講習会を年2回以上定期的に実施し、知識と技術の向上を図っています。

### 4. 身体的拘束の実施状況（実施率の推移）

| 2026 年 | 4 月  | 5 月 |
|--------|------|-----|
| 3 階病棟  | 14.9 | 7.8 |
| 4 階病棟  | 1.9  | 2.5 |
| 5 階病棟  | 2.7  | 0   |
| 全体     | 5.1  | 2.3 |

※実施率（％）＝「身体的拘束を行った延べ患者数」÷「延べ入院患者数」×100